

議員発第 15 号

茨木市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年9月24日提出

提出者 茨木市議会議員

大 村 卓 司

下 野 巖

大 嶺 さ や か

岩 本 守

安 孫 子 浩 子

坂 口 康 博

大 野 幾 子

茨木市議会議長

河 本 光 宏 様

茨木市条例第 号

茨木市議会委員会条例の一部を改正する条例

茨木市議会委員会条例（平成15年茨木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（出席の特例）

第9条の2 委員は、重大な感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会を開催する場所に参集することが困難な実情があると委員長が認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）によって、委員会を開催する場所以外の場所から委員会に参加することができる。

- 2 委員が前項の規定によりオンラインによって委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
- 3 第1項の規定によりオンラインによって委員会に参加する委員は、第14条及び第19条第1項の出席委員とする。

第18条に次の1項を加える。

- 3 第1項ただし書の規定にかかわらず、第9条の2第1項の規定によりオンラインによって委員会に参加する委員がいる委員会は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。